

住宅用火災警報器

みんなで買って設置しよう!

共同購入の手引き



住宅火災から大切な生命を守るために



館林地区消防組合

住宅火災から大切な生命を守るため、 早期に住宅用火災警報器を設置しましょう！

全国では、平成17年以降から昨年まで連続して1,000人以上の方が住宅火災で亡くなっています。

特に、その71.6%の方が65歳以上の高齢者であり、約50%の方が逃げ遅れによるものです。

このような状況に対応するため、消防法が改正され、館林地区消防組合管内におきましても火災予防条例を改正し、新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、平成20年6月1日までに住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられました。

しかしながら、住宅火災から大切な生命を守るためには、住宅用火災警報器を早期に設置することが重要であり、館林地区消防組合といたしましては、住民の安全・安心を確保する上での最重要課題として位置付けております。

住宅用火災警報器の早期設置を実現するため、住民・行政区・消防団・女性防火クラブ・事業所・消防が連携した地域社会に密着した取り組みを積極的に展開しております。

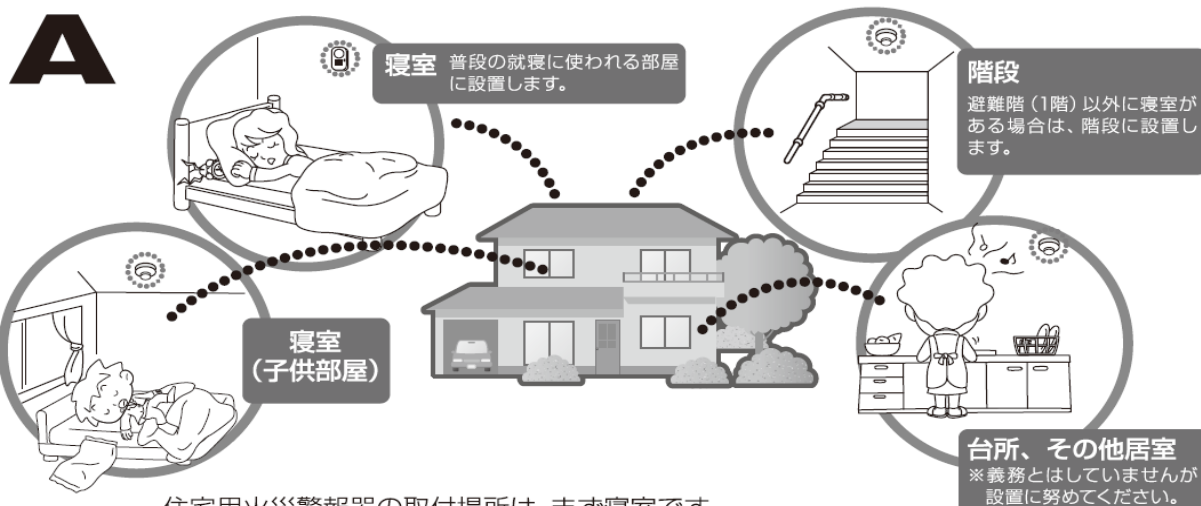
このたび発行する手引きは、住宅用火災警報器に対する皆様の理解を深め、住宅用火災警報器の早期設置促進と住宅防火対策の推進に寄与するものと期待しています。

地域や世帯の状況を踏まえた 連携・協力

住宅用火災警報器の普及に成功している地域では、消防本部・消防署と消防団、または女性防火クラブ、自主防災組織、町内会、行政区等の地域社会に密着した地域コミュニティ等が連携して取り組んでいるケースが多いのです。

様々な地域団体が同じ問題に力を合わせて取り組むことによって、身近な地域の問題に対して共通の認識をもち、それぞれが出来ることを少しずつ実行していくという積重ねが何より安全で安心な地域づくりにつながります。

Q 住宅用火災警報器はどこに付けたらいいの？



住宅用火災警報器の取付場所は、まず寝室です。

そのほか、お住まいの形態により階段や廊下に設置が必要です。

※自動火災報知設備やスプリンクラー設備などが付いている場合は、取り付ける必要はありません。

共同購入について

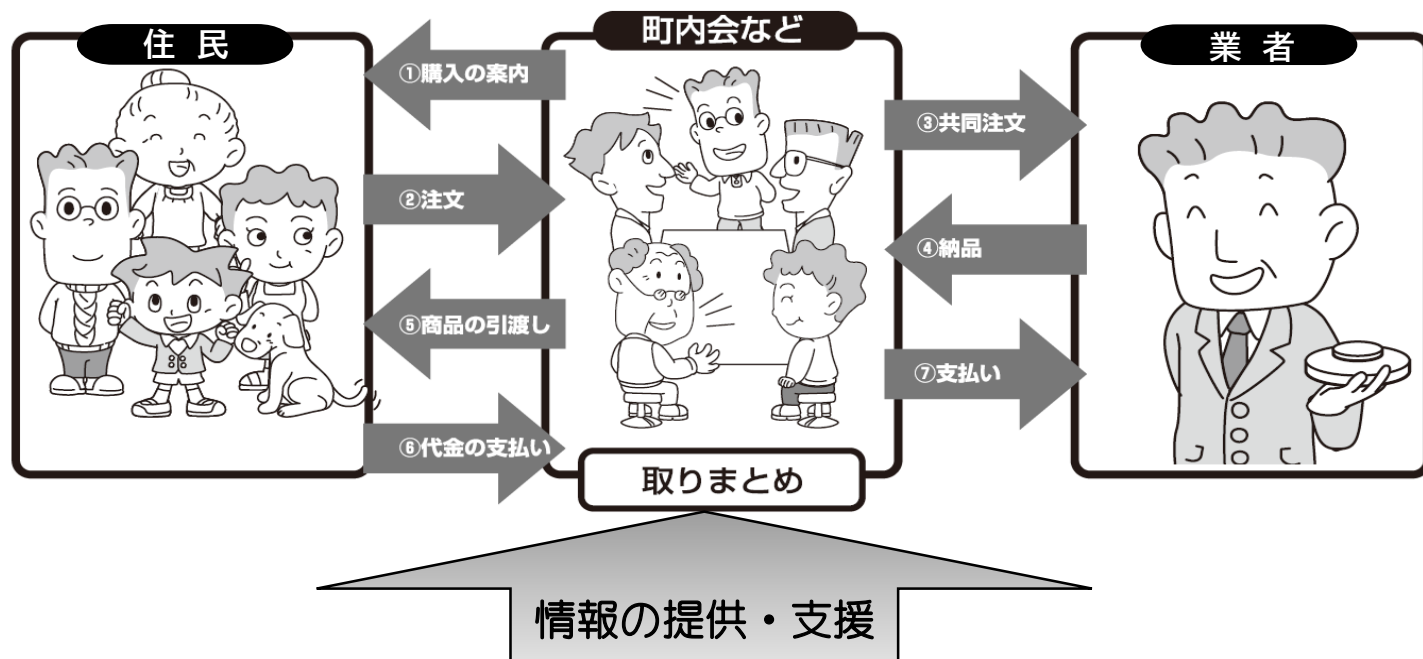
共同購入という方法もあることをお知らせしましょう

なかなか一人では住宅用火災警報器の相場や自分の家はどのような種類の住宅用火災警報器を買えばいいのかわからないものです。

そこで共同購入という方法が行われています。まとめて買うことによって、次のような様々なメリットがあります。

メリット

- ①悪質な訪問販売防止となり、心配がなくなります。
- ②「どこで、どれを買ったらいいの?」といった悩みがなくなります。
- ③地域全体で購入すると、地域全体の防火対策になります。
- ④大量に購入することで、個人で購入するより予算を抑えることができます。
- ⑤お年寄りなど取付が困難な方でも安心して購入できます。
(地域で手伝ってもらえたり、販売店と取付相談ができます。)
- ⑥住宅用火災警報器の交換時期や維持管理もしやすくなります。
- ⑦警報音や音声が同じなので、近所の方に気づいてもらいやすくなります。



●情報の提供と住宅用火災警報器の取り付け方などをアドバイス・支援します。

●住宅用火災警報器協力業者一覧表の提供

館林地区消防組合

消防本部予防課	7 2 - 8 3 6 6
館林消防署 (代表)	7 2 - 3 1 7 0
西分署	7 5 - 6 6 5 6
北分署	7 2 - 6 4 4 1

板倉消防署	8 2 - 1 1 3 8
明和消防署	8 4 - 3 1 3 1
千代田消防署	8 6 - 3 2 0 2
邑楽消防署	8 8 - 5 5 5 1

共同購入の活動・交渉のポイント

～状況別のポイントとアドバイス～

1 資料請求～相談・交渉

共同購入方式では、まずはどのような製品なのか、また価格がどのくらいなのかをパンフレット等で比較し、地域でまとめて購入するための製品選びが必要になります。

まずは資料請求

どのメーカーの製品を地域で購入するかを選定するために、まずは情報収集として資料請求から始めます。

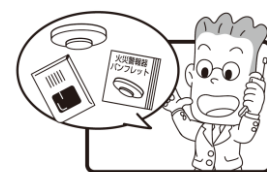
問い合わせ先について

●代理店やメーカーの支社・販売店等をさがす

地域の代理店やメーカーの支社・販売店等（以下「業者」といいます）をさがし、資料や情報を入手しましょう。

さがし方がわからない場合は、館林地区消防組合消防本部予防課（以下「本部予防課」といいます）または、住宅防火対策推進協議会のホームページにある住宅用火災警報器メーカー相談窓口も活用してみましょう。

また、本部予防課作成の住宅用火災警報器協力事業所一覧表も活用してください。



資料請求のポイント

●複数の製品を資料請求

資料請求の段階では、比較検討のためにも、複数の製品について資料請求するようにしましょう。

●必要なパンフレット・サンプルの提供依頼

必要なパンフレットの部数やサンプルの個数を伝え、提供してもらえるかどうか確認しておきましょう。

メーカー・製品選びはじっくりと

資料やサンプルが届いたら、相談しながら「どのメーカー」の「どの製品」をまとめ買いするか選定しましょう。選定するメーカー・製品は1つにしばったほうが、複数の場合よりも割引があったり、取りまとめやすくなりますが、地域によっては「住民のみなさんも選択できるように」と複数のメーカーを選択するケースもあり、行政区ごとに考え方は様々です。しっかりと相談し、じっくりと選びましょう。

製品選びの際のポイント

●製品の比較検討

各メーカーの製品には、保証期間や電池の交換時期が異なっていたり、警報を音声や光で知らせるタイプなど、様々な製品があります。じっくり検討して「地域におすすめ」という製品を選びましょう。

●国家検定合格品の製品

地域に安心な製品を紹介するため「」のついた製品を選びましょう。

●合い見積りをとって比較

複数のメーカー・製品から見積りをとるなど、納得のいく製品選びを心がけましょう。

●住民の意見も取り入れて

町内会で相談し、住民のみなさんの意見も聞きながら選定しましょう。

製品が決まったら、購入にむけての相談・交渉へ

製品が決まったら、いよいよ購入についての相談・交渉をします。

相談・交渉では、つぎのようなことを確認しておきましょう。

相談・交渉の際に確認すること

●注文時期や期間

いつごろから注文をすすめるかについて検討・確認。

●価格について

1個当たりの価格がいくらになるのか。

また、どの程度割引があるのかを確認。

(どのくらいの個数でどのくらいの値引きがあるか等)

●契約項目や内容はしっかりと確認を

契約を結ぶときには、次の内容はしっかりと確認しておきましょう。



最低限これだけは確認しましょう！

●契約成立時期、有効期限など

例：令和〇年〇月〇日に契約を締結、〇年有効

●履行の場所など

例：契約者の住所にて注文後〇日までに商品を引渡す

●契約の相手、対象者など（必ず団体として契約しましょう）

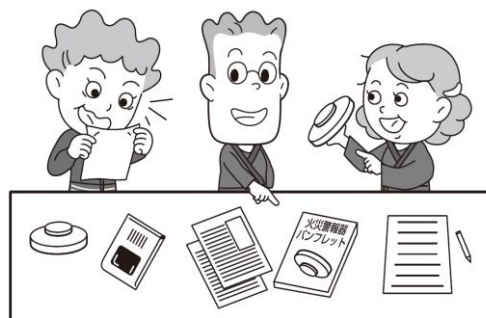
例：売主（〇〇事業所）と買主（〇〇行政区）

●契約の対象、目的物など

例：品名、数量、価格

●その他の確認事項

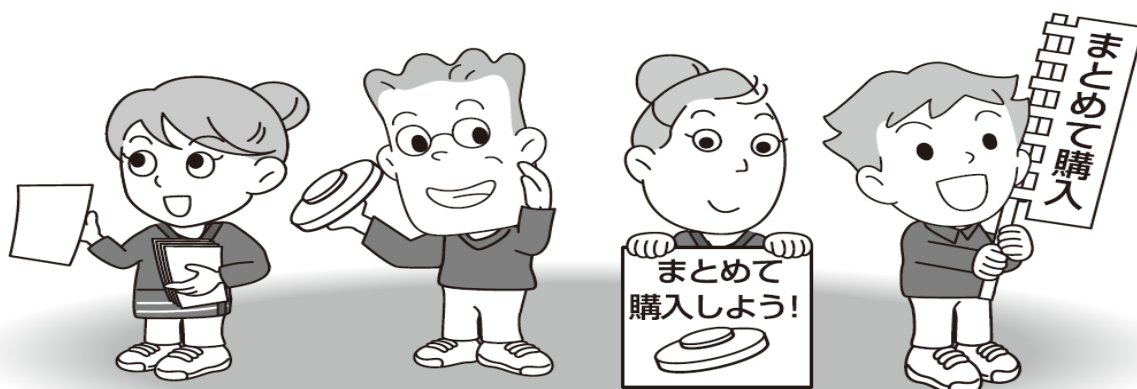
例：この契約で実行される内容、支払の方法、保証の内容、契約解除・損害賠償の条件、業者の協力内容など



たとえ契約書を作成しない場合でも、法律上は、当事者同士の意思の合致により契約が成立することになりますので、上記の項目については必ず確認しましょう。

ところで、相談・交渉と同時に、地域でまとめて購入するためのPRもすすめていくことになります。この時点でPRの際に必要なカタログやサンプルの提供等についても相談しておきましょう。

ただし、必ず業者の協力が得られるということではないので、どのような協力が得られるかについては、住民の意見も伝え、相談することが必要です。



参考までに既に購入をすすめている地域では、つぎのような協力が得られたようです。

注文する業者の協力について

- 製品のパンフレットやPR用サンプルの提供
- 住民への回覧・注文用のパンフレットの作成
- 取り付け方の説明や取り付けの協力



2 注文～納品

販売店等の業者側との購入、引渡しにむけての相談・交渉がまとまったら、早速地域へまとめて購入することをPRし、注文個数を地域で取りまとめて、業者へ注文し、製品を受け取ります。

➡ 引渡しやすい地区単位に分けて

注文・個数を取りまとめよう

製品が決まってから、住戸ごとに注文をとったり、回覧版等を活用しながら注文個数を取りまとめます。回覧する際は、行政区等の了解や協力も必要になるでしょう。

また、ひとり暮らしの高齢者の方等へのPR・注文は、民生委員や福祉団体の方の協力があるとよりスムーズにおこなえる場合もあります。

注文の際に心がけること

●地区ごとに注文

引渡すときのことを考えて、できるだけ地区ごとに分けて注文をとっておきましょう。

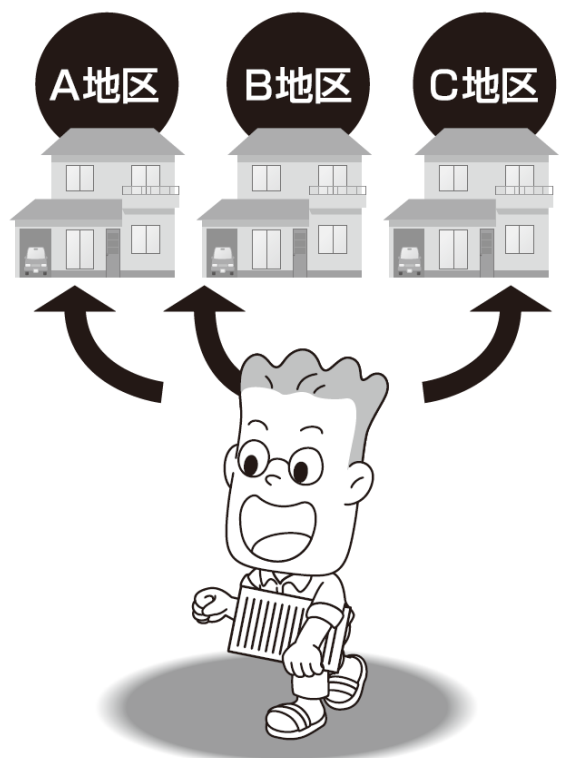
●注文受付期間の明記

注文受付後に追加注文や個数の変更を求めてくる場合も考えられます。

注文書には注文期間（特に締め切り日）をしっかりと明記しておくとともに、変更があった場合の対処について、業者と相談確認しておきましょう。

●取り付けの希望確認は注文時に

製品の引渡し時に、地域団体、業者などへの取り付けの依頼について希望をとる場合は、注文とあわせて聞いておきましょう。
※特に業者に依頼する場合は、協力してもらえるかどうかを相談のうえ、取り付け日時などの調整も行う必要があります。



➡ 地域でまとめた個数を業者へ注文

地域でまとめた個数を業者へ発注します。場合によっては、取りまとめた地区ごとに業者へ発注することも考えられます。

発注する個数や配送の方法は、注文する個数がまとまった段階で、間違えのないよう、業者と確認しておくことをおすすめします。

発注の際に確認すること

●製品到着日の確認

住民のみなさんへお知らせするためにも必ず確認しておきましょう。

●配達の方法と手数料の確認

地区ごとに個別に配送するか、あるいは、所定の場所に一括配送してもらうか等行政区としての希望する配達方法を業者へ伝えましょう。その際、配送手数料等がかかるかについても確認しましょう。

●配送場所に十分な保管スペースはありますか？

注文する個数によって異なりますが、一度にたくさんの注文がある場合には、配送されてきた製品を安全に保管できる場所を確保しておかなくてはなりません。

不安のある場合は、業者の方にも相談してみましょう。

3 住戸への引渡し・集金

注文した製品が届いたら、届いた製品の個数に間違いがないか確認し、住戸のみなさんへ引渡し準備をすすめます。また、支払いの際に間違いがないよう、製品と引き換えに集金をおこないます。

製品の引渡しは正確に

注文があった方へは、引渡し個数を間違えないよう気をつけましょう。

事前に、引渡し地区ごとに個数を仕分けしておく、間違いを防ぐことができます。

発注の際に確認すること

●届いた個数をまず確認

注文した個数と届いた総数に間違いがないか確認しましょう。また、足りない場合は必ず業者へ確認しましょう。

※複数の場所に配送をしている場合は、一方で余りが出ていることも考えられます。

●仕分けや受け渡しの際に破損や不具合が見つかった場合

まずは業者へ連絡し、対応を確認しましょう。

集金は慎重に、すみやかに業者へ支払い

製品を引渡すとともに、代金の集金をおこなうことになります。金銭の取り扱いは慎重・確実におこなひましょう。

また、集金が完了したら、すみやかに業者へ支払いを済ませましょう。

集金・支払いでの確認

●できるだけ代金引換での製品引渡しを心がけましょう

集金・引渡しに間違いが起きないように、できるかぎり、「代金引換での製品引渡し」をおすすめします。

集金方法には、ほかにも銀行の集金システムを利用する方法もあります。

●業者への支払い方法は確認して

いますか？

業者への料金の支払い方法についても、必ず確認しておきましょう。



購入活動終了…そのあとは？

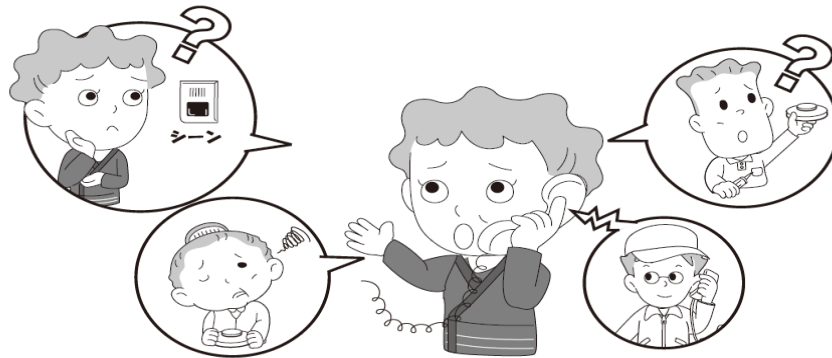
～設置後のフォローアップ活動のすすめ～

注文した地域のみなさんへ製品を引渡し、集金・支払いが完了すると、活動も一段落です。まだ火災警報器を取り付けていない地域がある場合は、設置を呼びかけ、地域でまとめて購入するようすすめましょう。

引渡し後に、地域のみなさんから取り付け方や定期点検などについて問い合わせがあるかもしれません。保証期間内であれば、業者またはメーカーが対応しますので、保証書等にある問い合わせ先から、対応を求めましょう。

誤作動による問い合わせも考えられますので、警報音の止め方などは、PR活動や引渡し時等に事前に周知しておくことも、フォローアップとして有効なポイントとなります。

また、どのような不具合があったかを知っておくと、今後の対応にも役立つかもしれません。是非確認しておきましょう。



引渡し後のことを業者とも確認しておきましょう

●引渡し後の不具合やわからないことへの問い合わせ先

住民のみなさんにも購入後に気づくことやわからないことが出てくることもあります。こうした場合の問い合わせ先を確認しておきましょう。

設置後のフォローアップ活動について、可能な限り取り組むことで、住民のみなさんの理解も深まり、今後の地域での防火・防災活動の強化へとつながります。

できるだけ地域の取り付け等にも協力を

●地域の安全・安心を守る体制づくりへ

取り付けたら活動が終わるわけではありません。今後は地域の安全安心を守る体制づくりも必要です。

定期的に作動確認をしましょう。また、10年を目安に交換をしましょう。

フォローアップ活動

～住戸に立ち入るときは複数の住民の方で～

取り付けや設置後のトラブル等で住戸に立ち入るときは、「ものがなくなった」等のトラブルを防ぐためにも、1人では立ち入りはせず、できるだけ2人で訪問するようにしましょう。

また、個人情報の取扱いについては、市町の個人情報保護条例に則った取扱いをおこなうなど十分な留意が必要です。

住宅用火災警報器等の設置（共同購入）促進

【住宅用火災警報器等の早期設置への普及啓発】

「住宅防火対策推進協議会」 ホームページ <http://www.jubo.jp/>

住宅用火災警報器の設置（共同購入）協力業者名簿

業 者 名	連絡先	協力内容	窓口（代理店）
能美防災(株)群馬営業所	027-328-1567	事前説明会開催 資料等あり サンプル提供あり	星野総合商事(株) 027-231-2179
ホーチキ(株)上信越支社	027-321-3700	事前説明会開催 資料等あり サンプル提供あり	東屋消防センター(株) 0276-72-0454
ニッタン(株)北関東支店	048-644-6135	事前説明会開催 資料等あり サンプル提供あり	
パナソニック(株)高崎営業所	027-361-8131	事前説明会開催 資料等あり サンプル提供あり	館林管内代理店
セコム(株)	0120-756-892	事前説明会開催 資料等あり サンプル提供あり	セコム(株)館林営業所 0276-74-3375
ALSO K 館林事務所	0276-72-8470	事前説明会開催 資料等あり サンプル提供あり	館林事務所長 滝沢 080-8708-8881

クーリングオフ制度活用

もしも悪質な販売業者にだまされて、高額な値段で購入してしまった場合は、クーリングオフ制度を活用してください。

クーリングオフ制度とは、契約(購入)から一定期間（住宅用火災警報器の訪問販売については8日間）の場合、クーリングオフをすれば代金を支払わなくて済み、支払った場合は全額返還が行える制度です。契約書や納品書などは必ず保管しておいてください。

詳しくは 館林市消費生活センター TEL 0276-72-9002

住宅用火災警報器奏功事例

●ガスコンロの消し忘れ

主婦57歳が15時頃、野菜スープを作るため両手鍋をガステーブルコンロに掛け点火、その後、鍋を掛けたことを忘れ外出したため時間の経過とともに鍋内の煮汁が蒸発、具材が焦げて煙が充満し住宅用火災警報器が発報したものである。

近隣者の（女性）67歳が外で作業中、住宅用火災警報器の警報音と換気扇から煙が出ていたため119番通報したものである。焼損なし。

●たばこの消し忘れ

79歳（女性）が、居酒屋で飲酒後に居間のこたつで横になってたばこを吸っていたが、いつの間にか寝てしまい02時頃、こたつ布団に燃え移り火災に至ったものである。

こたつ布団に燃え広がって発生した煙により、寝室に設置されていた住宅用火災警報器の警報音で目を覚ましたところ、着衣していた服にも燃え移っており、火災と気づき台所の水道水をコップに入れ、こたつ布団にかけて消火したものである。左上腕部熱傷。

●ガスコンロの消し忘れ

55歳（男性）が、06時頃から雑煮の入った鍋をガスコンロで温めるため点火したが、忘れて外出してしまったところ、鍋の水分が蒸発、具材が焦げて煙が発生したことにより住宅用火災警報器が作動し、隣の住人が警報音を聞き119番通報したものである。

●ガスグリルの消し忘れ

81歳（女性）が、朝9時頃朝食の準備で、焼き魚を作るためグリルに入れ焼いていた。その間、隣接する南側にある居間でテレビを見ていたところ、台所に設置していた住宅用火災警報器が作動したため、台所を見るとグリルから煙がでており、グリル内の魚が黒焦げになったものである。

●遠赤外線ヒーターの輻射熱により着火

マットレスをタンスに立て掛け、部屋の掃除をしていたところ、タンスの前に置かれていた遠赤外線ヒーターのスイッチが何らかの原因で入ってしまった。

隣の部屋にいたところ、煙で住宅用火災警報器が発報したので火災に気づいたものである。

column

聴覚障害者用の住宅用火災警報器補助装置もあります

聴覚障害のある人は、ブザーが鳴っても火災に気づくことが出来ません。煙がたちこめてきたときでは手遅れになります。そのため、火災の発生をブザーだけではなく、ストロボや振動で知らせてくれるような警報器もあります。



悪質な訪問販売への注意

悪徳業者の手口、「かたり商法」に注意を促しましょう

悪徳業者のなかには消防署といった公共機関の人間を装って家を訪れ、販売するのがこの商法の一般的な手口です。この手口では「消防署の方から来ました。各家庭に住宅用火災警報器をつけなくてはなりません。」といって売りつける場合などが考えられます。

①公共機関の職員が住宅用火災警報器を訪問販売するようなことは絶対にありません！



②「今なら安い」「あなただけの特典です」などと言って契約を急がせる業者には特に要注意！！



地域の方々に悪質商法の手口への警戒についてもお知らせしましょう。



出典：一般財団法人 日本防火・防災協会

お問い合わせは

☆消防本部予防課又はお近くの消防署

消防本部予防課 Tel0276-72-8363

館林消防署（代表） Tel0276-72-3171

西分署 Tel0276-75-6656

北分署 Tel0276-72-6441

板倉消防署 Tel0276-82-1138

明和消防署 Tel0276-84-3131

千代田消防署 Tel0276-86-3202

邑楽消防署 Tel0276-88-5551

※詳しくは、館林地区消防組合のホームページでご確認ください。 <http://www.fire-tatebayashi.jp/>

館 林 地 区 消 防 組 合

